

ヘーゲル『法の哲学』における「意志」論

——自由と自然をめぐる——

田 中 茂 樹

I は じ め に

「自然と自由との関係が近代の文化と哲学との主要問題である」^[1]ことは周知のとおりである。自然科学の急激な発達と自由の一般的な自覚とは、「啓蒙の時代」を特徴づける重要な要素である。「近代自然科学において捉えられているような自然にとっては、必然性の様相と法則探究的科学 (die nomologische Wissenschaft) というタイプとが範型的となったが、それに対して近代的な自由の理念という意味での自由にとっては、可能性の様相と自律 (Autonomie) および自己規定的 (selbstbestimmt) 実践というタイプとが範型的となった」^[2]。両者はそれぞれ独自に発展して、異なった「二つの伝統」を形成するだけでなく、互いに競合するに至らざるをえない。必然的法則に従って生成消滅するものは自由ではありえないし、自分自身の規定 (使命) に従って行為するものにとって決定論は受け容れ難いからである。自然と自由とは単に対立をなすだけでなく、相互に矛盾し合う。自然と自由の両方に関わりつつ生きる人間は、こうした分裂状態にあって引き裂かれざるをえない。近代以降、この矛盾対立の克服を目指して様々な哲学者たちが思索を傾注したが、その中にヘーゲルも含まれている。

ヘーゲルにとっての主要問題も、「必然的法則に支配されている宇宙において、人はいかにして自由でありうるか」^[3]である。ヘーゲルは、因果的必然的法則を探究する自然の認識と自由な人間の実践とのそれぞれを、独立した二つの学の対象として考察するだけでなく、両者の分裂・対立をより高い統一的な視点から克服しようとした。

『エンツェクロペディー』の体系は、「論理学」、「自然哲学」、「精神哲学」に区分さ

れ、それぞれにおいてヘーゲルは論理や自然、精神についての、古代から当時に至るまでの様々な哲学的立場を、経験科学などをも含めて批判的に摂取しつつ、独自の立場から位置づけて体系を構築している。この体系を構成する「論理学」、「自然哲学」、「精神哲学」は、それぞれ「即且つ対自的な理念の学」、「自分の他在における理念の学」、「自分の他在から自己の内へ還帰した理念の学」(Enz. § 18)⁽⁴⁾である。すなわちヘーゲル哲学の対象はあくまで「理念」なのであり、「必然性と偶然性」(Enz. § 248)を示す自然と、その本質が「自由」(Enz. § 382)である精神とは、思惟の抽象的なエレメントから、他在という外面的な形式を経て、即且つ対自的な本来のあり方へと至る「理念」の発展における第二段階と第三段階をなすと見なされている。ヘーゲル哲学の体系形式に着目したこのような見方は既に、自然と自由の関係という問題に対するヘーゲルの取り組み方を示唆していると言えるだろう。自然と自由とは同じレベルにおいて相互に対立するものと見なされているのではなく、自由の方が自然より上位に置かれているのである。

では、このような外面的な捉え方によって体系の中での位置づけが見て取られる自由と自然との関係を、ヘーゲルは実際の具体的な哲学的思惟の遂行においてどのように考察しているのだろうか。

小論ではさしあたり、自由を本質とする「精神」と「外的な客観」との関係を考察する (§ 483)「客観的精神論」を詳述した『法の哲学』の冒頭において展開されている「意志」論を基にして、自由と自然との関係についてのヘーゲルの見方を考察する手がかりを探りたい。

Ⅱ 「意志」論としての『法の哲学』

ヘーゲルの『法の哲学』は、単に狭い意味での法律、いわゆる「抽象法」だけでなく、「道徳」や「人倫」をも含めた広い意味での「法」を考察の対象としているが、「法」の地盤は「精神的なもの (das Geistige)」であり、そのさらに詳しい場所と出発点は「自由な意志」である (§ 4)。したがって「自由」が「法」の実体と規定をなすのであり、「法体系」とは「自由の実現された国」に他ならない (§ 4)。ある「定在 (Dasein)」が一般に「自由意志」の定在であるということが「法」であり、それは「理念」としての「自由」である (§ 29)。「哲学的法学」は「法」の「理念」をその

対象とするが、「法」の「理念」とは、「法」の「概念」だけでなく、その「現実化（実現）（Verwirklichung）」をも意味している（§1）。

このように、ヘーゲルの『法の哲学』における「法」の考察の基礎には「自由意志」が存している。ヘーゲルにとって「意志」は常に自由であり、自由でないような意志は意志ではない。それは物体が常に重さを持つと同様である。この「自由意志」の発展段階のおおのが、『法の哲学』の三つの領域を構成している「抽象法」、「道徳」、「人倫」に他ならない。

『法の哲学』の「区分」（§33）によると、まず「抽象法」の領域においては「意志」は直接的であり、「意志」の概念は抽象的な「人格性（Persönlichkeit）」、また「意志」の「定在」は直接的で外的な「物件（Sache）」である。次に「道徳」の領域においては、「意志」は外的な定在から自己のうちへと還帰しており、主観的個性（subjektive Einzelheit）として普遍的なものに対立している。最後に「人倫」の領域においては、「意志」は上の二つの契機の統一であり、真理態（Wahrheit）である。そして、この「人倫」の領域は、さらに「家族」、「市民社会」、「国家」に区分されている。「抽象法」の領域においては、即自的に自由な直接的個別的な「人格」としての抽象的な自我と「物件」との関わり、また、ある「人格」と他の「人格」との関わりが「所有」や「契約」、「不法」として考察されている。「道徳」の領域においては、対自的に自由な主体としての自律的意志が「企図（Vorsatz）」と「責任（Schuld）」、「意図（Absicht）」と「福祉（Wohl）」、「善」と「良心」との関係において考察されている。そして「人倫」の領域においては、主体的意志と客体的法則との統一としての即且つ対自的に自由な「人倫的なもの（das Sittliche）」の、「家族」から「市民社会」、「国家」への発展が考察されている。

こうした『法の哲学』の区分や内容の概観からもわかるように、『法の哲学』において考察の基礎となっている「意志」ないし「自由意志」とは、普通想定されるであろうような単なる個人的意志に限られるものではなく、個人と個人の間で働く意志作用や、さらにそうした個々人の意志の寄せ集めでしかないような共通の意志を越えた普遍的な意志をも意味している。「意志」という言葉の意味する範囲がこのように拡大するにつれて、「自由」の意味も拡大するだろうし、それと対立すると見なされている「自然」の意味も変わってこざるを得ない。「自然」には、認識の対象として眼前に見いだされる外的自然だけでなく、「自由」と対立すると見なされる限りでの人

間の本性や人為的自然も含まれる。

小論でその考察の手がかりを探るべき自由と自然の関係は、このような観点から見られるべきものである。ただし以下での探究の範囲は、もっぱら『法の哲学』「緒論 (Einleitung)」で展開されている「意志」の概念の分析に限定する。

III 「意志」の三契機

「意志」の分析にあたってヘーゲルは、まず「意志」の三つの契機を提示する。

第一の契機は、普遍性の契機である (§5)。この場合の普遍性とは、すべての個物に共通して含まれる一般的な性質といったものではなく、あらゆる特殊を排除した絶対的抽象、純粋な無規定態 (Unbestimmtheit) である。普遍性という契機は、ヘーゲルにとって「意志」と「思惟」とが不可分であることに由来する。『エンテュクロペディー』の「主観的精神論」において、「自由意志」である「自由な精神」は、「感情 (直観)」から「表象」を経て「思惟」へと発展する「理論的精神」と、「意志」としての「実践的精神」との統一であることが前提されている (§4, Enz. §440-82)。「自由意志」とは「自己が自由であることを知っている精神」(Enz. §482) に他ならない。したがって、通常の意味での「意志」とは、何物かを欲すること、何かをしようとして意志することだが、「知」ないし「思惟」としての「精神」は、こうした「何物か」や「何かをすること」といった特殊な内容を捨象して、普遍性の地盤に立つことができる。そこでは欲求や欲望、衝動などの自然的なものによって与えられた特定の内容が解消され、純粋に自己自身を思惟しようとする働き、「自我の純粋な自己内還帰」だけが存する。普遍性とは、「意志」のこのような抽象的な契機、特定の内容を排除した無規定的な側面を意味しており、この点で「自由意志」は「空虚な自由」、また、意志とその内容とを、すなわち主観と客観とを分離して捉える「悟性の自由」である。

ところで、欲求や欲望、衝動などの自然的なものによって与えられた特定の内容が「意志」の自由な働きを阻害する制限と見なされる場合、それを排除するということは、自由が肥大し、「無制限な無限性」となることを意味する。このような自由が現実的な形態をとると、宗教的な場面では、世俗を離れ自己の内面に沈潜する「インド的な純粹瞑想の狂信」となり、政治的な場面では、現存する一切の社会的秩序を破壊

しようとする狂信となる。こうした狂信は、自分では普遍的平等の状態や普遍的宗教的生の状態といった何か積極的なものを目指しているつもりであっても、そうした積極的な状態はふたたび直ちに破壊されるべき何らかの秩序に転化せざるをえないゆえに、結局「破壊の狂暴」でしかありえない。「自由」の持つ一つの契機のみを拡大した「悟性的自由」は一面的なものにすぎないが、それをこのように唯一最高の自由と見なすのではなく、あくまでも一契機にすぎないものと見なす限りで、それ自身本質的な規定なのである (§ 5. Zusatz)。

「意志」の第二の契機は特殊性である (§ 6)。第一の側面において見られた「意志」は、あらゆる特殊な対象や内容を捨象した抽象的な無規定態にあったのに対して、この第二の側面において、「意志」の主体である自我は区別や規定といった働きを行なう。自我は、何物かを欲するとか、何かをしようと思志するという仕方、意志の主体としての自我自身と、特定の内容を持ったこのものとかこういう行為とかの対象とを区別し、自分の対象を限定(規定)するとともに、そのように限定された内容を持つことによって自我自身をも特定のこの自我として限定(規定)するのである。特殊性の契機はこのように、「意志」の内容を特殊な内容として、自我を特殊な自我として定立(Setzen)する働きである。この定立作用によって自我は、現実を顧みない独断的な立場、自己自身の純粋な思惟の立場から「定在」のなかへ、「有限性」のなかへと進み入る。

「意志」の第二の契機の提示に際して、ヘーゲルはカントやフィヒテの批判を行っている。ヘーゲルによれば、カントもフィヒテも「普遍性」と「特殊性」の二契機を区別してはいるが、まだヘーゲル自身の立場である思弁哲学には到っていない。フィヒテの場合、自我は端的に自己自身を定立する「無制限者(das Unbegrenzte)」であり、肯定的なもの、それだけで(für sich)真なるものと見なされる。それに対して、自我に端的に反対定立される非我、すなわち自我にとっての制限は、否定的なものとして自我に付け加えられるにすぎない。普遍的なものとしての自我と特殊なものとしての非我とは、厳然と分離されたままである。カントの場合も、意志が自己自身の法則に従う「意志の自律」の形式的普遍性と、特定の対象に関係する「他律」という特殊性とは、「知性界」と「現象界」との分離と同様に、結合されることはない。両者とも、無限性と有限性との二元論の立場にとどまるのである。

このような批判の当否はともかくとして、この批判において述べられている、普遍

性と特殊性の関係についてのヘーゲルの捉え方を確認しておく必要があるだろう。ヘーゲルの論理学によれば、普遍性と特殊性とは互いに無関係なのではなく、普遍性のうちには既に特殊性が含まれている。「意志」についても、第一の契機である普遍性は特殊な内容が捨象されることによって普遍的なのだが、特殊性を否定するという仕方では既に自体的(an sich)には第二の契機である特殊性を含んでいるのである。第二の契機は、第一の契機に自体的に含まれていたものを自覚的に定立したものに他ならない。二つの契機のいずれか一方のみを単独で真なるものと見なすところに、カントやフィヒテの根本的誤りがある、とヘーゲルは考えている。

「意志」の第三の契機は個別性である (§7)。個別性とは、単なる個体を意味するのではなく、普遍性と特殊性との統一であり、特殊性が自己のうちへと還帰し、それを通じて普遍性へ復帰したものであると表現されている。「意志」のうちには、自我が何物かを意志するという場合の、自我が自我自身に係わるという抽象的普遍性の側面と、特定の何物かという特殊性の側面とが同時に含まれている。個別性の契機とは自我の自己規定(Selbstbestimmung)であるが、それは本来普遍的に自由な自我が特定の内容を持つという仕方で自分自身を限定(規定)し、そのように規定され制限されたものとして、すなわち自分自身の否定として自己を定立することであるとともに、同時に自己のもとに(bei sich)とどまり、自己との同一性(Identität mit sich)を保つことである。

第三の契機における「自由意志」は、前の二つの契機の統一として、「自我は、否定性の自己自身への関係(die Beziehung der Negativität auf sich selbst)である限りにおいて、自己を規定する」というあり方をとる。第一の契機である普遍性は、特殊な内容を捨象するという意味で否定する働き、否定的なものである。また第二の契機である特殊性も、第一の契機を止揚するという意味で否定する働き、否定的なものであった。したがって、両契機の統一とは、否定的なものが否定的なものを否定するという働きのことであり、このような事態が「否定性の自己関係」と表現されている。「意志」は、このような否定的自己関係の運動において自己を規定する、すなわち特定の対象を持つのである。

また、「意志」は自己関係である以上、それが内容として持つ特定の対象の規定態(Bestimmtheit)は、「意志」にとって外的な拘束力によって与えられた必然的なものではなく、「意志」にとってはどうでもよい(gleichgültig)ものである。「意志」は

その規定態が「意志」自身の働きによって定立されたもの、「意志」の働きによって媒介された観念的なもの (die ideelle) であることを知っているのである。第一の契機における「意志」も自我の純粋な自己内還帰であり一種の自己関係であるが、そこで成立していたのは、あらゆる規定態を「意志」の自由を制限するものとして排除することができるという「絶対的可能性」であった。しかしそれは結局空虚な自由にすぎない。それに対して第三の契機においては、特定の規定態が与えられており、しかも「意志」はそれが単なる「可能性」であることを自覚している。

以上が「自由意志」を成立させる三つの契機である。「自由な意志」は、あらゆる規定を捨象して自己自身に関係し、自己のもとにとどまる普遍であるが、それだけでは空虚な抽象物であり、自己を限定して特定の内容を持たねばならない。しかし特殊性のもとにとどまって普遍性へと向かわない限り、ただ外的に与えられた偶然的なものに依存しており、この場合も「意志」は抽象物にすぎない。真の具体的な「自由意志」は、特殊性と対立する普遍性ではあるが、その特殊性が自己内還帰の運動を通じて再び普遍性と合一するような、そういう普遍性である。また、普遍性や特殊性の契機をそれだけで単独に取り出して、「意志は普遍的である」とか「意志は自己を規定する」とかと語ることは、一面的な悟性の立場に立って「意志」を「主体 (Subjekt)」や「基体 (Substrat)」として予め前提することである。しかしヘーゲルによれば、「意志」は、そうした規定作用に先だって存するような普遍ではない。「意志」が「意志」であるのは、ようやく規定作用として、すなわち自己のなかへ自己を媒介し、自己のうちへ還帰する活動 (Tätigkeit) としてなのである。

「意志」のこのような活動は既に、「否定性の自己関係」と表現されていた。この「自己関係的否定性 (sich auf sich beziehende Negativität)」としての無限性が思弁の最内奥のものであり、あらゆる活動や生、意識の源泉であると見なされている。このことは「精神」の本質が形式的には自由であり、自己同一性としての「絶対的否定性」である (Enz. § 382)、とされていることとも関連しており、さらに検討を要する重要な論点である。ここでは、「意志」の三つの契機を確認するにとどめておく。

IV 「意志」の諸形式

さて次にヘーゲルは、「意志」の三つの形式を、その発展段階を追って叙述してい

るが (§ 9-29), それらの形式が区別される基礎となっているのは「意志」の第二の契機である特殊性である。特殊性の契機にしたがえば, 「意志」はある規定態を何らかの内容や対象として区別し, 限定(規定)し, 定立する働きをなすものであり, そうした「特殊化 (Besonderung)」によって特定の「定在」のうちへと進み入っているのである。この点において「意志」は有限性の立場にある。

「意志」は, 何物かを欲すること, 何かをしようと意志することである。したがってそこには, 「意志」の主体とその対象との対立が生じている。特殊性の契機に基づいて, 外界を眼前に見いだす (vorfinden) 自己意識としての主観的なものと, 外的で直接的な現実存在 (Existenz) としての客観的なものとの形式上 (formelle) の対立が生じるのである。この対立が「意志」の規定態であり, 「意志」を特殊へと限定するものであるが, さらに「意志」は, 「規定態において自己へと還帰する個性性」でもあり, 主観的なものと客観的なものとの対立を克服しようとする働きでもある。したがって, 「意志」は「主観的な目的を, 活動や手段による媒介を通じて客観性へと移す (übersetzen) 過程」としての, 「形式的 (formale) な意志」である (§ 8)。つまり, 「意志」は自分の主観的な目的を客観において現実化する働きである。そしてその働きのあり方によって「意志」のいくつかの形式が区別されることになる。

まず最初に, 「意志」の目的が直接的である場合, 「意志」は即自的のみ, すなわちその概念においてのみ自由である。そして, 「意志」が自己自身を対象とすることによってようやく, 即自的に自由であった「意志」が対自的にも自由となる。「自由意志」が即自的なものから即且つ対自的なものへ発展していく段階において, 「意志」は「衝動, 欲望, 傾向性」, 「恣意」, 「即且つ対自的に自由な意志」などの具体的な形態をとることになるのである。

さて, 「意志」がさしあたり即自的にしか自由ではない場合, それは「直接的ないし自然的意志」である。それは, 自分の内容を直接的に見いだすような「衝動」, 「欲望」, 「傾向性」であるが, 「意志」は本性上こうしたものによって規定されているのである。したがって「自然的意志」は, 確かに「意志」の理性的なあり方に由来する内容をもっているが, なお直接性という形式のうちにとどまっているゆえに, 形式と内容とが一致しておらず, 「有限な意志」とされている。

このような「意志」において見いだされる内容⁵⁾は種々さまざまな衝動であり, 自分自身の意志の働きによって生じたものであるという点で「私のもの」ではあるが,

また普遍性の契機によって抽象的無規定的なものでもあって、その対象や満足のさせ方は多様である。自由な「意志」はこうした内容と対象の二重の無規定態において自分の衝動を満足させるために自らに個性という形式を与えるが、これによって「意志」は「決定する意志」となり、「現実的な意志」となる。

「有限な意志」は、個性の点では形式上でしか無限ではなく、個々の内容、つまり自分の本性の諸規定や自分の外的現実性には拘束されているが、普遍性の契機に基づく自己内反省（還帰）的な側面によれば、さまざまな内容や対象を超越しており、個々の内容には拘束されることはない。それゆえこのような「意志」にあっては、内容である衝動や主体である自我は、或るものであることもできれば他のものであることもできるというように、「可能的なもの」であり、選択する（wählen）ことができる「可能性」である。こうして「意志」の自由は「恣意（選択意志）（Willkür）」となる（§ 15）。

「恣意」の中には、一切を捨象する自由な反省という普遍性の契機と、内的外的に与えられた内容や素材に依存しているという特殊性の契機とがともに含まれている。したがって「恣意」は「矛盾としての意志」であって、真に自由な意志ではない。意志の自由ということで通常思い浮かべられるのは、「したいことができる」という自由であるが、実はそれはこの「恣意」であって、ヘーゲルによれば真の自由意志ではなく、自然的な衝動によってのみ規定された意志と、即且つ対自的に自由な意志との間に、反省によって設けられた中間物にすぎない。悟性の立場における自己意識の普遍的統一としての反省は自由な自己規定と見なされているが、実は形式的な普遍性、統一であり、自分が自由であるとの、「意志」の抽象的な確信にすぎない。

「意志の自由」と「恣意」とが混同されている限り、「意志は実際に自由であるのか、それとも意志の自由といったものは欺瞞にすぎないのか」という論争に関して、ヘーゲルは「決定論（Determinismus）」に正当性を認める。すなわちそれが、自己決定という抽象的な自由で、意志の働きによってはいかんともし難い外的必然性を明確に対峙させる点において正当性を認める。そして自由な自己決定のみが意志に内在的で、他の要素は外から与えられたものであるとする点で、「恣意」を自由と見なす「反省哲学」を批判するのである。

以上見られてきた「意志」の形式は、対自的に無規定的で、外的な素材に自分の規定態を見いだす普遍だったが、その真理態が「即且つ対自的に自由な意志」であり、

これこそ真実の理念であるとされる。「即且つ対自的に自由な意志」は「意志」自身を、しかもその純粋な普遍性における「意志」そのものを自分の対象とする。それによってこの「意志」は、欲望や衝動がもっていた自己意識の感覚的外面性を止揚し、「思惟的普遍性」へと高めるのである。自然的直接性や特殊性（Partikularität）を止揚し、普遍性へ高める働きは、思惟の活動に基づいている。ここで再び、「意志」と「思惟」との関係が問題となる。「意志」は「思惟する知性」としてのみ真実の自由な意志なのである。また、この「即且つ対自的に自由な意志」は自分自身が対象であり、「他者」や「制限」を持たず、ただ自己のうちへと還帰しているゆえに、真に無限であり、端的に自己のもとにある。

以上が、「即自的にのみ自由な意志」から「即且つ対自的に自由な意志」への発展における「意志」の諸形式である。ただし、ここで示されたのは「意志」の理念の抽象的な概念が「自由な意志を意志する自由な意志」（§ 28）であるということだけであり、「意志」の「定在」としての「法」（§ 29）の具体的な形態化の叙述は、『法の哲学』の本論に委ねられる。

V 自由と自然をめぐって

ヘーゲル自身がたびたび指摘しているように、ヘーゲルにとっての「学」の方法や論理的術語の詳述は「論理学」において前提されているが、「論理学」ではそれが抽象的な場面において語られており、かえって『法の哲学』などの具体的な場面において、その意味する事柄がより明らかになるだろう。そこで最後に、これまで迎えてきた「意志」論における論理的術語である普遍性、特殊性、個性性という「意志」の三契機を再び取り上げて検討してみることによって、小論の締め括りとしていたい。

これらの術語は確かに、類、種差、個物という伝統的な論理概念と関連してはいるが、ヘーゲル独自の仕方で見え直されている。普遍性は「自我の純粋な自己内反省」、「自分の純粋な思惟」と言われていた（§ 5）が、これはいわば「自我＝自我」という同一律であり、それゆえにこそ「純粋な無規定態」や「絶対的抽象」と換言されていた。ここには単純な自己肯定、自己関係の契機が見て取れる。しかも、この自我は具体的な内容を否定、捨象する働きをなすものであるという点で否定的なものであったから、自己肯定、自己関係とはいっても、「否定的なものの自己肯定、自己関係」で

ある。一方特殊性は、自我が自分自身を規定（限定）することによるものであった（§ 6）。ヘーゲルによれば「すべての規定は否定である」（V. 121）から、ここには自己否定の契機が見て取れる。しかも自我は否定的なものであるから、この自己否定は、否定的なものの自己否定である。さらに否定的なものが自分の持つ否定作用を働かせるという意味で、これもまた「否定的なものの自己関係」と言うことができる。そして最後に個別性は、普遍性と特殊性とを一面的な契機として自分のうちに含む全体性（Totalität）であるから、二重の意味での「否定的なものの自己関係」、「絶対的否定性」であり、これがヘーゲル本来の「無限性」（§ 7）に他ならないのである。逆に、「具体的に普遍」（§ 6）的な全体性である個別性を抽象化することによって、同一性、区別、自己関係、自己肯定、自己否定などの契機が、したがって普遍性や特殊性、個別性などの論理的概念が分節されてくるのである。このようにヘーゲルは、形式論理的観点からは当然区別されるべきいくつかの位相を混同した、奇妙な論理に従っているように思えるが、逆にこれによって矛盾対立するものを一層高い立場から統一するだけでなく、対立するもののレベルと統一するもののレベルをも統一する論理を見いだしたと言うこともできるだろう。

このような論理は「意志」の三契機の分析において見られるだけでなく、「意志」と「外的な客観」との関係においても働いている。「意志」は三つの契機を含むものとして「否定的なものの自己関係」であり、「無限性」である。したがって「意志」は自己の抽象的普遍的な概念を否定し、自己の他者としての定在を生み出す。このことは、「意志」が自己の目的を外的で特殊な定在として実現することに他ならない。この事態を逆の方向から見ると、外から与えられたもの、偶然的必然的なものが「意志」自身の自由な働きによって生じたものと見なされるということである。ヘーゲル哲学における「自由」が「必然性の洞察」と言われるのは、こうした「意志」に含まれる契機の働きによる。と言うよりも、「意志」というものの中にこのような契機を見て取ることによってヘーゲルは、必然性と自由、自然と自由の対立を克服しようとしているのである。

小論は『法の哲学』の冒頭部分にのみ基づいて考察を進めてきたために、論理的術語の検討に終始した。そのため、形式的側面に片寄った論述であり、ヘーゲル『法の哲学』の豊かな内実を捉えていないという非難は甘んじて受けなければならない。またその限りで、ヘーゲルにおける「理念」が「走り去る船が溺れる者を置き去りにす

るように、自然と自由の分離を置き去りにした』⁽⁶⁾という批判にも答えられない。

ただ、自由と自然の関係についてのヘーゲルの見方が成立する地盤、また、そこで働く普遍性、特殊性、個別性や同一性、否定性などの論理的概念の役割は確認しておかねばならないだろう。

註

- (1) Hermann Krings, 'Natur und Freiheit', in *Zeitschrift für philosophische Forschung* 39 (1985), S. 6.
- (2) Ibid., S. 5.
- (3) G. H. R. Parkinson, 'Hegel's concept of freedom', in *Hegel*, ed. M. J. Inwood (Oxford, 1985), p. 154.
- (4) ヘーゲルの著作からの引用は原則として、G. W. F. Hegel, *Werke in zwanzig Bänden*. Hrsg. v. E. Moldenhauer u. K. M. Michel の巻数をローマ数字で、ページ数をアラビア数字で示す。ただし、『法の哲学』からの引用はパラグラフ数のみを、『エンチクロペディー』からの引用は略号 (Enz.) とパラグラフ数を示す。
- (5) パーキンソンは、ヘーゲルにおける「意志」の対象、目的、内容の区別に関して次のような例を挙げている。すなわち、たとえば私がコップ一杯の水を飲みたいと意志する場合、私の意志の対象は水を飲むことであり、目的はのどの渇きをいやすこと、そして内容は水を飲むという欲望である。Cf. G. H. R. Parkinson, *ibid.*, p. 159, n. 12.
- (6) Hermann Krings, *ibid.*, S. 10.

〔哲学 博士課程〕

Die Lehre vom „Willen“ in Hegels *Rechtsphilosophie*

—Um die Freiheit und die Natur—

Shigeki TANAKA

In diesem Aufsatz versucht der Verfasser, den Anhaltspunkt zu bekommen, auf dem Hegels Auffassungsweise über das Verhältnis von der Freiheit und der Natur betrachtet werden soll.

Am Anfang seiner *Rechtsphilosophie* analysiert Hegel den Begriff des Willens, woraus er drei Momenten herausnimmt: Allgemeinheit, Besonderheit und Einzelheit. Die Allgemeinheit ist bei Hegel die absolute Abstraktion oder die reine Unbestimmtheit, in der jeder bestimmte besondere Inhalt aufgelöst ist. In diesem Element ist der freie Wille die Freiheit der Leere oder des Verstandes. Im Element der Besonderheit tritt das Ich in das Dasein überhaupt. Durch die Unterscheidung, Bestimmen und Setzen einer Bestimmtheit als eines Inhalts und Gegenstandes, und durch das Setzen seiner selbst als eines bestimmten will das Ich den bestimmten Gegenstand oder Etwas tun. Allein ist der Wille „die Einheit dieser beiden Momenten; —die in sich reflektierte und dadurch zur Allgemeinheit zurückgeführte Besonderheit; —Einzelheit.“ „Ich bestimmt sich, insofern es die Beziehung der Negativität auf sich selbst ist.“ Der wahrhafte konkrete Wille ist „die Allgemeinheit, welche zum Gegensatze das Besondere hat, das aber durch seine Reflexion in sich mit dem Allgemeinen ausgeglichen ist.“

Der freie Wille ist als diese negative Beziehung auf sich die Totalität, woraus die verschiedenen Bestimmtheiten sich zergliedern. Nach dieser Auffassungsweise könnte das Vorgefundene, Zufällige oder Notwendige sich als das durch die freie Tätigkeit des Willens Hervorgebrachte angesehen werden.

In diesem Aufsatz ist die Sache aus dem nur einseitigen Gesichtspunkte betrachtet worden, der von mehreren Seiten ergänzt werden muß.